

名古屋芸術大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下「実施基準」という。）及び、「研究活動における不正行為に関するガイドライン」に基づき、名古屋芸術大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における措置等に関し、厳正かつ適切に対応するため必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、本学の職員又は本学の職員であった者が、本学在職中又は在籍中に行った、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次に掲げる行為をいう。

- (1) ねつ造 存在しないデータ又は研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん データ、研究活動によって得られた結果等を、真正でないものに加工し、利用すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) 研究費の不適切な使用 実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求、その他関係法令及び学内諸規程等に違反して研究費を使用すること。
- (5) 前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害。
- (6) 上記以外の研究活動上の不適切な行為であって、行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

(研究者等の責務)

第3条 本学に所属する研究者及び研究支援人材その他研究活動に関与する者（以下「研究者等」という。）は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、研究倫理及び研究活動に係る研究活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなくてはならない。

(責任と権限)

第4条 本学における個人研究費、研究助成費、受託研究費及び科学研究費補助金等（以下「研究費」という。）の適正な管理及び研究活動上の不正行為の防止を責任と権限を持って行うた

め、最高管理責任者、総括管理責任者、コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者を置き、その職名を公開する。

(最高管理責任者)

第5条 学長は、最高管理責任者として、本学全体を統括し、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともにそれらを実施するために必要な措置を講じる。

2 最高管理責任者は、総括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者が責任を持って研究費の適正な管理及び研究活動上の不正行為の防止を行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

3 最高管理責任者は、定期的に各責任者から報告を受ける場を設け、意思の浸透を図るとともに、実効性のある対策とするために、必要に応じて基本方針の見直し、必要な予算や人員配置などの措置をリーダーシップの下に行う。

4 最高管理責任者は、前項の基本方針の見直しに当たっては、研究活動そのものの効率の低下を招かず、構成員の負担の軽減、機関の管理コストの低減といった多面的な視点から、単に厳格化するのではなく、機関として不正が起こらないような組織風土が形成されるよう、実態を踏まえ、柔軟に基本方針を見直し、その実効性を確保するよう努めるものとする。

5 前項の目的を達するため、最高管理責任者は、間接経費等を効果的に活用し、研究支援体制と管理体制の二つの側面から必要な予算や人員配置などの措置を行い、競争的資金等（文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。以下同じ。）がより効果的かつ効率的に活用される環境を醸成するものとする。

6 本学が間接経費措置額の削減等の措置を受けた場合、最高管理責任者は、再発防止の観点から、機関内においても、不正が発生した部局等に対する措置を講じるとともに、不正に関与していない部局等や構成員の研究活動の遂行に影響を及ぼさないよう、必要な措置を講ずるとともに、併せて、学生の教育研究活動・環境に影響を及ぼさないよう、努めなければならない。

(総括管理責任者)

第6条 副学長は、総括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、不正防止対策の横断的な組織体制を統括する実質的な責任と権限を持つ。

2 総括管理責任者は、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者)

第7条 各学部長は、コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者として、総括管理責任者の指示の下で各学部等における研究費の適正な管理及び研究活動上の不正行為の防止に実質的な責任と権限を持つ。また、所属する研究者等に対し、研究倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

2 コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者は、自己の管理監督又は指導する学部等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、総括管理責任者に報告しなければならない。

3 コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者は、学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、各大学の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、学生に対する研究倫理教育の実施を推進するものとする。

(ルールの特明確化・統一化)

第7条の2 最高管理責任者は、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 最高管理責任者は、大学としてルールの統一を図るとともに、ルールの解釈についても部局等間で統一的運用を図るものとする。

3 最高管理責任者は、ルールの全体像を体系化し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知するものとする。

4 最高管理責任者は、大学内ルールの策定に当たっては、慣例にとらわれることなく、実態を踏まえ、業務が最も効率的かつ公正に遂行できるものとなるよう配慮しなければならない。

5 ルールの例外的な処理は、ルールと実態の乖離を招く恐れが強いことから、極力これを認めないものとする。ただし、やむを得ず認める必要がある場合については、例外処理の指針を定め、手続を明確化して行うものとする。

6 前項ただし書の場合には、最高管理責任者は、例外的処理を認めたケースについて先例集を作成して周知させるなど、実務が散漫にならないよう努めなければならない。

7 最高管理責任者は、ルールの周知に当たっては、研究者、事務職員など、それぞれの職務に応じた視点から、分かりやすい形での周知に努めるとともに、競争的資金等の運営・管理に関わる職員等への周知はもとより、競争的資金等の運営・管理に関わるその他の学生などにも広く周知するよう配慮するものとする。

(職務権限の特明確化)

第7条の3 不正を防止するためには、適切なチェックが必要であることについて研究者の理解を促進し、現場でのチェックが適切に行われる体制を構築することが重要であることに鑑み、最高管理責任者は、競争的資金等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、大学内で合意を形成し、これを明確に定めなければならない。

2 最高管理責任者は、業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定めなければならない。この場合において、最高管理責任者は、業務の実態が変化しているにもかかわらず、職務分掌規程等が改定されないまま実態と乖離して空文化し、責任の所在が曖昧になっていないかという観点から必要に応じて当該定めを適切に見直すものとする。

3 最高管理責任者は、各段階の関係者の職務権限を明確化するとともに、職務権限に応じた明確な決裁手続を定めなければならない。この場合において、最高管理責任者は、決裁が形式的なものでなく責任の所在を反映した実効性のあるものとなるよう、決裁手続をなるべく簡素化するとともに、決裁者の責任を明確にするためにも、決裁者の人数を少人数に絞るよう配慮するものとする。

(関係者の意識向上)

第7条の4 最高管理責任者は、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に、自らのどのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるため、コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者にコンプライアンス教育（本学の不正対策に関する方針及びルール等）を実施させるものとする。

2 コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者は、前項のコンプライアンス教育の実施に際しては、受講者の受講状況及び理解度について把握するものとする。

3 第1項のコンプライアンス教育では、不正防止対策の理解や意識を高める内容として、具体的な事例を盛り込み、本学への影響、運用ルール・手続・告発等の制度などの遵守すべき事項、不正が発覚した場合の機関の懲戒処分・自らの弁償責任、配分機関（競争的資金等を配分する機関（文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人を含む。）をいう。以下同じ。）における申請等資格の制限、競争的資金等の返還等の措置、本学における不正対策等について説明するものとするとともに、これらについて具体的な事案を基に懲戒処分等の内容や本学の不正対策としてモニタリング等を行っていることを説明し、自らの過去の不正について大学に自己申告した場合には、懲戒処分等において情状が考慮されることがあることなどを説明するものとする。

4 第1項のコンプライアンス教育は、責任者、研究者、事務職員などの職域や常勤、非常勤の雇用形態等の権限や責任・職務に応じて適切に実施するものとし、その内容を定期的に見直し、更新した内容を周知徹底するよう努めるものとする。

5 コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者は、第1項のコンプライアンス教育を実効性ある取組とするために、学部等の教授会を活用して周知徹底するとともに、受講機会を確保するため、複数回の説明会を開催するよう努めるものとする。

（誓約書）

第8条 研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、最高管理責任者である学長に自署による誓約書（別紙様式1）を提出しなければならない。誓約書の提出がない場合は、研究費の運営・管理に関わるができない。

2 前項の誓約書の提出は、研究費への申請要件とする。

（防止計画推進部署）

第9条 最高管理責任者は、全学的な視点から、研究費の不正使用を発生させる要因に対する防止計画（以下「不正防止計画」という。）を推進するため、防止計画の推進部署において、必要な業務を行わせるものとする。

2 防止計画の推進部署は、企画室とし、次に掲げる業務を行う。

（1）不正防止計画の企画及び立案に関すること。

（2）不正防止計画の推進に関すること。

（3）不正防止計画の検証に関すること。

（4）研究活動上の不正行為の発生要因に対すること。

（5）研究活動上の行動規範の浸透を図るための方策に関すること。

3 立案した不正防止計画は、総括管理責任者を通じて最高管理責任者の承認を得るものとする。

る。また、改正する場合も同様とする。

(不正を発生させる要因の把握及び不正防止計画の策定)

第9条の2 最高管理責任者は、不正防止計画の策定に当たっては、あらかじめ不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、本学全体の状況を体系的に整理し評価した上で、不正を発生させる要因に対応する具体的なものとなるよう努めなければならない。

2 最高管理責任者は、前項の不正を発生させる要因の把握に当たっては、組織全体の幅広い関係者の協力を求め、実際に不正が発生する危険性が常にどこにでもあることを認識させることにより自発的な改善の取組を促すとともに、複数の要因に関わる可能性があることに留意し、及び次の事項に特に留意するものとする。

- (1) ルールと実態の乖離（発注権限のない研究者が発注、例外処理の常態化など）の有無
- (2) 決裁手続が複雑で責任の所在が不明確であることの有無
- (3) 予算執行の特定の時期への偏りの有無
- (4) 業者に対する未払い問題の発生の有無
- (5) 競争的資金等が集中している部局・研究室の有無
- (6) 取引に対するチェックが不十分（事務部門の取引記録の管理や業者の選定・情報の管理が不十分）であることの有無
- (7) 同一の研究室における、同一業者、同一品目の多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引実績のない業者や特定の研究室との取引を新規に開始した業者への発注の偏りの有無
- (8) データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分であることの有無
- (9) 検収業務やモニタリング等の形骸化（受領印による確認のみ、事後抽出による現物確認の不徹底など）の有無
- (10) 業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用の有無
- (11) 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理が研究室任せであることの有無
- (12) 出張の事実確認等が行える手続が不十分（二重払いのチェックや用務先への確認など）であることの有無
- (13) 個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境（特定個人に会計業務等が集中、特定部署に長い在籍年数、上司の意向に逆らえないなど）や、牽制が効きづらい研究環境（発注・検収業務などを研究室内で処理、孤立した研究室など）の有無

3 不正を発生させる要因に対する不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行うものとする。

4 最高管理責任者は、不正防止計画の策定に当たっては、経理的な側面のみならず、ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性といった側面についても検討するものとする。

(不正防止計画の実施)

第10条 総括管理責任者は、全学的な視点から不正防止計画の実施に必要な措置を講じなけれ

ばならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、最高管理責任者は、自ら率先して不正の防止に対応することを本学内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。
- 3 防止計画推進部署は、最高管理責任者の命を受け、第9条第2項に規定する業務を行うものとする。
- 4 防止計画推進部署には、なるべく研究経験を有する者を含むよう配慮するものとする。
- 5 防止計画推進部署については、内部監査部門と密接な連絡を保ちつつも内部監査部門からのチェックが働くようにするよう配慮するものとする。
- 6 不正防止計画の着実な実施は、最高管理責任者の責任であり、実際に不正が発生した場合には、最高管理責任者は、その責任においてこれに対応しなければならない。
- 7 部局等は、大学全体で不正が生じにくいように、防止計画推進部署と協力するとともに、主体的に不正防止計画を実施しなければならない。
- 8 最高管理責任者は、不正防止計画への取組に部局等によるばらつきが生じないよう大学全体の観点からのモニタリングを行うものとする。

(研究費の適正な運営・管理活動)

- 第10条の2 最高管理責任者は、予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認するものとする。この場合において、予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講ずるものとする。
- 2 予算執行が年度末に集中するような場合は、執行に何らかの問題がある可能性があることに留意し、事務職員は必要に応じて研究者に対して執行の遅れの理由を確認するとともに必要な場合は改善を求めるものとする。
 - 3 予算の執行に際しては、発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにするものとする。
 - 4 不正な取引は、構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、最高管理責任者は、癒着を防止するために必要な対策を講じなければならない。
 - 5 最高管理責任者は、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を大学として定め、本学の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底するとともに、一定の取引実績(回数、金額等)や本学におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で、業者に対し、誓約書等の提出を求めるものとする。この場合において、当該誓約書等に盛り込むべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
 - (2) 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
 - (3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
 - (4) 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。
 - 6 最高管理責任者は、取引業者が過去の不正取引について、本学に自己申告した場合には、情状を考慮し、取引停止期間の減免を行うことがあることなどを含め、処分方針の周知徹底を図るものとする。

- 7 発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用するものとする。ただし、研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による発注を認める場合は、一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めた上で運用するものとする。この場合において、当該研究者は、第7条の3に規定する権限と責任について、あらかじめ把握するとともに、これらについて十分に理解していなければならない。
- 8 物品等に関し、発注した当事者以外の検収が困難である場合であって、一部の物品等について検収業務を省略する例外的な取扱いとする場合は、件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的に抽出による事後確認を実施しなければならない。
- 9 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収については、実効性のある明確なルールを定めた上で運用するものとする。
- 10 換金性の高い物品については、これを適切に管理しなければならない。
- 11 発注・検収業務を含む物品調達に係るチェックシステムは、不正の防止と研究の円滑かつ効率的な遂行を両立させるよう配慮するものとする。この場合において、第7項ただし書の場合であっても、事務部門の牽制が実質的に機能する仕組みとして、発注に関し、定期的に予算執行・取引状況・内容を検証（是正指導）するとともに、検収業務についても、上下関係を有する同一研究室・グループ内での検収の実施などは避け、発注者の影響を完全に排除した実質的なチェックが行われるようにしなければならない。
- 12 過去に業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などによる不正が認められた場合には、これらを防止するための具体的な対策（業者の入出構管理、納品物品へのマーキング、シリアル番号の付記など）を講じなければならない。
- 13 書面によるチェックを行う場合、形式的な書類の照合ではなく、ルールや研究内容等との整合性を確認するように実施し、必要に応じて照会や現物確認を行うものとする。
- 14 第7項ただし書の場合であっても、従来慣行に関わらず、発注の記録方法や発注可能な金額の範囲等について、大学として可能な限り統一を図るものとする。
- 15 納品伝票は、納品された現物と照合した上でこれを当該年度の末日から起算して7年保存し、後日の検証を受けられるようにするものとする。
- 16 正当な理由により、研究費の執行が当初計画より遅れる場合等においては、繰越制度の積極的活用等、ルールそのものが内蔵する弾力性を利用した対応を行うものとする。この場合において、研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことを周知徹底するものとする。
- 17 第9項の特殊な役務についても検収対象とし、原則として、有形の成果物がある場合には、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じて、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックするものとする。この場合において、成果物がない機器の保守・点検などの場合は、検収担当者が立会い等による現場確認を行わなければならない。

い。

- 1 8 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、研究室任せにならないよう、事務部門が採用時や定期的に、面談や勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行わなければならない。
- 1 9 換金性の高い物品については、競争的資金等で購入したことを明示するほか、物品の所在が分かるよう記録することなどにより、適切に管理しなければならない。この場合において、パソコンについては、特に慎重な管理に努めるものとする。
- 2 0 研究者の出張計画の実行状況等の把握・確認については、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる報告書等の提出を求め、重複受給がないかなども含め、用務の目的や受給額の適切性を確認し、必要に応じて照会や出張の事実確認を行うものとする。
- 2 1 コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者は、自己の管理監督する部局等において、研究者と業者の関係が過度に緊密にならないよう、オープンなスペースでの打合せを推奨するとともに、孤立又は閉鎖的な環境とならないよう、業務支援を推進する体制や相談しやすい環境の醸成に努め、円滑なコミュニケーションが図られるような仕組みを組織的に推進するよう努めるものとする。

(情報発信・共有化の推進)

第 10 条の 3 不正を事前に防止するためには、研究者が日常的な研究活動において、自らの行為がルール等に抵触するの可否かを事前に相談できる体制が必要であることに鑑み、本学における競争的資金等の使用に関するルール等について、大学内外からの相談を受け付ける窓口（以下「相談窓口」という。）を企画室及び監査室に設置する。

- 2 最高管理責任者は、相談窓口が適切に機能し、統一的な対応が行われるよう、担当者間の情報共有・共通理解の促進のための研修の実施など、組織的な取組を推進するものとする。
- 3 相談窓口は、日常の相談を通じて蓄積された事例を整理・分析し、構成員間で共有する仕組みを整備するとともに、必要に応じ、モニタリングの結果などとともに、最高管理責任者に報告し、基本方針・内部規程の見直しやコンプライアンス教育の内容にフィードバックできるよう努めなければならない。
- 4 本学の不正への取組に関する基本方針等の公表は、本学の不正防止に対する考え方や方針を明らかにするものであり、社会への説明責任を果たす上でも重要であることに鑑み、最高管理責任者は、競争的資金等の不正への取組に関する本学の方針等をホームページ等に掲載する方法により、外部に公表するものとする。この場合において、本学の方親等には、次の各号に掲げるものを含むものとする。
 - (1) 第 28 条の行動規範
 - (2) 競争的資金等の管理・運営体制に関する事項
 - (3) 競争的資金等の管理・運営に関するマニュアル等
 - (4) 不正防止計画
 - (5) 前項の相談窓口に関する事項
 - (6) 次条の通報窓口に関する事項

- (7) 処分（取引停止等の取扱いを含む。）に関する事項
- (8) 本学における競争的資金等の管理・運営に関する諸手続に関する事項
- (9) この規程その他の競争的資金等の管理・運営に関する規程（モニタリング）

第10条の4 競争的資金等の適正な管理のため、最高管理責任者の直轄的な組織として、内部監査部門を置き、内部監査部門は、大学全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施するものとする。

2 内部監査部門は、次の各号に掲げる内部監査の区分に応じ、当該各号に定める部署等をもって充てる。

- (1) 経理的な側面に対する内部監査 庶務・会計課の職員のうちから最高管理責任者が指定する者の統括及び責任の下に、複数の組織から人員を確保して組織するチーム
- (2) ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性といった側面に対する内部監査防止計画推進部署

3 内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施するとともに、競争的資金等の管理体制の不備の検証を行わなければならない。

4 内部監査部門は、前項に加え、第9条の2第2項各号に掲げる事項を踏まえ、本学の実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施するものとする。

5 内部監査部門は、監事及び会計監査人と連携してその業務を行うものとする。

6 本学は、文部科学省が実施する次に掲げる調査（書面、面接、現地調査を含む。）について協力するものとする。

- (1) 履行状況調査
- (2) 機動調査
- (3) フォローアップ調査
- (4) 特別調査

7 最高管理責任者は、内部監査部門を強化するため、高い専門性を備え、本学の運営を全体的な視点から考察できる人材を配置するとともに、公認会計士等の外部有識者を加えて内部監査を実施するよう努めなければならない。

8 内部監査は、発注・検収・支払の現場におけるチェック及び防止計画推進部署によるそれらのモニタリングがともに機能しているか否かを内部監査により確認するとともに、本学全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているか否かを確認・検証するなど、本学全体の見地に立った検証機能を果たさなければならない。この場合において、内部監査においては、ルールそのものにも改善すべきことがないか検証するものとする。

9 リスクアプローチ監査には、次の方法による監査を含むものとする。

- (1) 研究者の一部を対象に、当該研究者の旅費を一定期間分抽出して先方に確認、出勤簿に照らし合わせるほか、出張の目的や概要について抜き打ちでヒアリングを行うこと。

- (2) 非常勤雇用者の一部を対象に勤務実態についてヒアリングを行うこと。
 - (3) 納品後の物品等の現物確認
 - (4) 取引業者の帳簿との突合
- 1 0 内部監査部門は、監査の質を一定に保つため、監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら関係者間で活用するものとする。
- 1 1 内部監査部門は、監査計画を適切に立案するものとするとともに、監査報告の取りまとめ結果について、コンプライアンス教育の一環として、大学内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底するものとする。
- 1 2 内部監査に当たっては、監事及び会計監査人と内部監査部門が、それぞれの視点から、大学内の不正発生要因や監査の重点項目について情報や意見の交換を行い、効率的・効果的かつ多角的な監査を実施できるよう努めるものとする。
- 1 3 監事は、業務監査の観点から、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法について実効性の面から検証し、最高管理責任者に意見を述べるものとする。
- 1 4 内部監査部門は、相談窓口等、大学内のあらゆる組織と連携し、監査の効果を発揮できるようにする。
- 1 5 内部監査の実施に当たっては、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るものとする。
- (通報・告発窓口の設置等)

第 11 条 本学における研究活動上の不正行為及び不正使用に関する通報・告発に対応するための窓口（以下「通報窓口」という。）を企画室及び監査室に設置する。

- 2 通報窓口職員を置き、企画室及び監査室職員をもって充てる。
- (通報の受付)

第 12 条 何人も、研究活動上の不正行為及び不正使用を発見した場合又は不正行為及び不正使用があると思料する場合は、電話、FAX、電子メール、書面又は面談により、通報窓口に通報することができる。

- 2 本学の職員等は、本学において、研究活動上の不正行為及び不正使用を発見したとき又は不正行為及び不正使用があると思料するときは、通報窓口に通報しなければならない。

2の2 前2項の規定による通報（以下単に「通報」という。）は、原則として、研究活動上の不正行為及び不正使用を行ったとする職員等の氏名、不正行為の態様等、事案の内容を明示し、かつ、不正とする合理的理由を示していなければならない。

- 3 通報窓口の職員は、通報を受けたときは、速やかにコンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者に報告する。

4 コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者は、前項の報告を受けたときは、通報の要件の具備を確認の上、速やかに当該通報の内容を総括管理責任者及び最高管理責任者に報告する。

- 5 最高管理責任者は、本学以外に調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する研究機

関等に当該通報内容について通知するものとする。

(機密保持等)

第 13 条 通報窓口の職員は、通報内容及び通報者の秘密を守るため、通報を受け付ける場合は、適切な方法を講じなければならない。

2 通報窓口の職員及びこの規程に定める業務に携わる者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 最高管理責任者は、通報者、当該通報の対象となった職員等（以下「被通報者」という。）が通報内容及び調査内容について、関係者以外に漏洩しないよう秘密の保持を徹底しなければならない。

(通報者の保護)

第 14 条 総括管理責任者は、当該通報を理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いがなされないように、適切な措置を講じなければならない。

2 職員等は通報を理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いを行ってはならない。

(調査の機関)

第 15 条 通報があった場合、原則として、本学が通報された事案に係る調査を行う。

2 被通報者が複数の研究機関等に所属する場合は、被通報者が通報された事案に係る研究等を主に行っていた研究機関等を中心に、所属する複数の研究機関等が合同で調査を行うものとする。

(調査委員会の設置)

第 16 条 最高管理責任者は、第 12 条第 4 項に基づき報告を受けたときは、通報窓口による通報の受付（以下「告発等の受付」という。）から 30 日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の可否を判断し、これを決定するとともに、当該調査の可否を配分機関に報告しなければならない。また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。この場合において、最高管理責任者は、調査の可否を判断するために予備調査を行うことができる。

2 前項の決定により、調査が必要と判断されたときは、最高管理責任者は、当該決定のあった日から 30 日以内に、調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員を選任する。また、委員会を設置したときには、速やかに当該委員会の委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。

2 の 2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 総括管理責任者

(2) コンプライアンス推進責任者

(3) 法人事務局の役職者 1 名

(4) 監査室長

(5) その他最高管理責任者が指名する者

3 委員長は、総括管理責任者とする。

4 委員会の総委員数の半数以上は、本学に属さない外部有識者をもって充てる委員でなければ

ならない。

- 5 委員会の委員は、被通報者または通報者と直接の利害関係を有しない、及び当該公的研究費の執行に直接関わらない者とする。
- 6 告発者又は被告発者は、委員会の委員について異議がある場合には、第2項中段の規定による通知があったときから14日以内に、最高管理責任者に対し、書面により異議申立てをすることができる。
- 7 前項の規定による異議申立てがあった場合において、最高管理責任者は、異議に理由があると認めるときは、委員を変更し、その旨を告発者及び被告発者に通知しなければならない。
- 8 第6項の規定による異議申し立てがあった場合において、最高管理責任者は、異議に理由がないと認めるときは、これを棄却し、その旨を申立人に通知しなければならない。

(本調査の実施)

第17条 委員会は、その設置された日から30日以内に、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。この場合において、調査は、指摘された当該研究に係る論文等の各種資料の精査、関係者のヒアリング等により研究費の不適切な使用に係る事案にあつては、各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査、関係者のヒアリング等により行う。

- 2 委員会は、当該調査対象となった研究に係るデータ、研究結果等の資料について、秘密とすべき情報が、本調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮しなければならない。
- 3 委員会の本調査に対し、通報者、被通報者その他当該通報等された事案に係る者は、正当な理由がある場合を除いて、誠実に協力しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

(調査中における一時的執行停止)

第17条の2 最高管理責任者は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。

(認定)

第17条の3 調査委員会は、第17条の調査を終了したときは、速やかに、当該調査の結果に基づき、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定しなければならない。

(調査結果の報告)

第18条 委員会は、告発等の受付から150日以内に、調査結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に報告しなければならない。また、被通報者及び通報者に通知する。
- 3 最高管理責任者は、やむを得ない事由により期限までに調査が完了しない場合には、最終報

告書の提出に代えて、調査の中間報告を配分機関に提出しなければならない。また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。

- 4 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

(不服申し立て)

第 19 条 被通報者又は通報者は、調査結果に不服があり、再調査を希望する場合、通知後 14 日以内に最高管理責任者に対し、不服申し立てを行うことができる。

- 2 第 1 項において、不服申し立てがあった場合、当該事案に係わる配分機関にその内容を報告しなければならない。

(再調査)

第 20 条 前条第 1 項の不服申し立てがあったとき、最高管理責任者は、不服申し立てに対する再調査を行うか否かを決定する。ただし、不服申し立ての根拠が、先の調査結果を覆すに足りる合理的なものである場合に限り、再調査を行うものとする。これら不服申し立ての却下及び再調査の実施を決定した際は、配分機関にその内容を報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、再調査を行う場合はその内容を、被通報者及び通報者に通知する。再調査を行わない場合はその内容及び理由を、不服申し立てを行ったものに通知する。
- 3 再調査を行う場合、最高管理責任者は、調査委員会の委員とは別の者を委員とする再調査委員会を事案ごとに設置し、再調査を命じる。
- 4 再調査は、再調査の開始から 50 日以内に完了する。ただし、やむをえない事情がある場合は、この期間を延長することができる。
- 5 最高管理責任者は、再調査結果を配分機関に報告しなければならない。また、すみやかに被通報者及び通報者に通知する。
- 6 再調査結果に対する不服申し立ては受け付けない。

(調査結果の公表)

第 21 条 公的研究費の不正使用及び不正行為の調査結果が確定した場合、最高管理責任者は次の各号に定める事項をホームページで公開する。

- (1) 不正使用に関与した者の氏名及び所属
- (2) 不正使用の概要
- (3) 不正使用に対して、本学が講じた措置の内容
- (4) 調査方法の概要
- (5) その他、最高管理責任者が必要と定めた事項

- 2 前項にかかわらず、最高管理責任者が非公表とすることに合理的な理由があると認める場合は、非公表とすることができる。

(不正の事実がないと認定した場合の措置)

第 22 条 最高管理責任者は、不正の事実がないと認定したときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 調査活動において委員会が講じた措置の解除
- (2) すべての調査関係者へ被通報者の研究活動が適正であることの通知
- (3) 被通報者の不利益発生防止策の実施及び名誉回復に係る措置
- (4) 被通報者の精神面を含めた支援の実施
- (5) その他必要な措置

2 最高管理責任者は、不正の事実がないと認定されたときであっても、これをもって通報者に対し、不利益な取扱いを行ってはならない。

(研究費の使用中止)

第 23 条 最高管理責任者は、委員会において研究活動上の不正行為が行われたと認定した場合は、研究活動上の不正行為への関与が認定された者に対し、直ちに当該研究活動上の不正行為と認定された研究に係る研究費の使用中止を命ずる。

(懲戒処分等)

第 24 条 最高管理責任者は、調査の結果、研究活動上の不正行為と認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、名古屋自由学院就業規則、その他関係諸規程に基づき懲戒処分及び告訴・告発等の措置を講じるものとする。

2 最高管理責任者は、前項により懲戒処分等を課したときは、関係機関に対して遅滞なく処分内容等を通知しなければならない。

3 大学が、コンプライアンス教育や必要な改善指導などを実施していないと、大学の管理責任を問われるとともに、さらに、不正を行った者の責任を追及できないことになりかねないことに鑑み、各責任者の責任が十分果たされず、結果的に不正の発生を招いた場合には、名古屋自由学院就業規則、その他関係諸規程に基づき懲戒処分等の措置を講ずるものとする。

(業者の取引停止)

第 25 条 最高管理責任者は、研究費の不正な取引に関与したと認定した業者に対して、取引を停止することができる。

(研究費の管理及び執行)

第 26 条 研究費は、本学において組織として管理するものとして、研究費に関し定められた指針等によるもののほか、名古屋自由学院経理規則、その他関係諸規程に準拠して適正に執行するものとする。

(研修会又は説明会の開催)

第 27 条 総括管理責任者は、研究費の不正使用を防止し、適正化を図ることを目的として、職員等を対象に毎年、研修会又は説明会を開催しなければならない。

(行動規範)

第 28 条 最高管理責任者は、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定しなければならない。

2 職員は、前項の行動規範を遵守しなければならない。

- 3 第1項の行動規範の内容は、研究者や事務職員など、それぞれの問題意識を反映させたものとし、構成員の意識向上のため、個々の事象への対応ではなく、機関の構成員としての取組の指針を明記し、上記の教育の中で周知徹底するものとする。

(規程の改廃)

第29条 この規程の改廃は、全学運営会議の審議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成26年12月10日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、「研究活動公正化推進センター規程」(平成19年10月1日施行)及び「公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備の申し合わせ」(2007年10月30日部長会承認)は廃止する。

附 則(別紙様式1の変更)

この改正規程は、平成28年3月2日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成29年7月12日から施行し、改正後、この規程は平成28年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成29年8月2日から施行する。

附 則

この改定規程は、平成30年9月28日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(様式1)

平成 年 月 日

誓 約 書

名古屋芸術大学長殿

(署名・捺印)

印

私は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣決定）」に則り、本学の規程等を遵守し、研究活動上の不正行為を行わないことを誓います。規程等に違反し、不正を行った場合は、本学及び配分機関の処分及び法的責任を負担いたします。

以上誓約いたします。